

市長の政治姿勢について原子力発電行政についてお伺いします。

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性について、数々の深刻な問題点を明らかにしました。

それは、第一に、今の原発技術は、本質的に未完成で危険なものであるということです。

原子炉は、莫大な量の放射性物質を内部に抱えています。ですが、どんな事態がおこっても、それを内部に閉じ込めておく、完全な技術は、存在しません。

冷却水がなくなると炉心が溶け、コントロール不能となり、大災厄をもたらすという、本質的欠陥をもっています。

さらに、放射性廃棄物の処理法が確立していないため、全国の原発に莫大な量の使用済み核燃料が蓄積されていることの危険も明らかになりました。

そしてひとたび、大量の放射性物質が外部に放出されれば、もはやそれを抑える手段が存在せず、被害は空間的にどこまでも広がり、将来にわたって危険をおよぼす可能性があります。

第二に、こうした危険をもつものを、世界有数の地震国であり、世界一、二の津波国である日本に集中立地することは、危険きわまりないものです。

日本列島のどこにも、大地震と大津波の危険性のない「安全な土地」と呼べる場所は存在せず、日本に立地している原発で、大地震・津波にみまわれないと断言できるものは一つもありません。

第三に、歴代政府が、「日本の原発では重大事故は起らない」とする「安全神話」にしがみつき、繰り返しの警告をも無視して安全対策をとらなかつたことが、どういう深刻な結果をもたらすかが明瞭となりました。

どんな技術にも「絶対安全」は存在しないにもかかわらず、「安全神話」にどっぷりかかり、対策を行ってこなかつた、歴代政府、電力会社の責任はきわめて重大です。

以上をふまえ、政府に対して次のことを強く求めて下さい。

1、原発からの撤退を政治的に決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくること。

1、原発の新增設計画を中止すること。

1、自然エネルギーの開発と普及・促進、低エネルギー社会への移行のために、最大限の知恵と力を注ぐこと。

1、原発ゼロにいたる期間に、原発事故の危険を最小限のものとするため、あらゆる安全対策をとるとともに、強力な権限と体制をもち、推進機関から完全に分離・独立した原子力規制機関を緊急に確立すること。

1、福島原発の作業員と住民にたいして、内部被ばくを含めた嚴重な健康管理を行い、国として恒久的・全面的な医療保障を行うことを求めること。

1、原子力災害の緊急対策、復旧、復興に、一体的・総合的に対応できる特別法を制定し、原子力災害から住民のいのちと生活をまもる特別の措置を急いで整えること。

更に、市長が次のことを行うことを求めます。

1、中国電力に対し、島根原発の廃止と、山口県上関市への原発建設を中止するよう強く求め、太陽光発電等、自然エネルギーの活用への計画的転換を求めること。

1、福山市の放射性物質の監視体制を確立し、測定地を定めること。

1、福山市における企業や市民の自然エネルギー利用の促進を図ること。

1、企業や市民の節電への取り組みを強化すること。

以上それぞれについて、お答えください。

次に、自治体改革推進会議について伺います。

福山市は、かねてより、自治体改革推進会議を設置し、理事者と労働組合役員とで、福山市の管理運営事項や労働条件について協議を重ね、市政運営を行ってきました。

これに対し、住民裁判が起こされ、労働組合役員が職務専念義務免除を受けながら市からの給与を受け取っていたことが断罪され、福山市の管理運営事項を労使で協議して決定することは、地方自治法違反であるとの指摘も受けました。

先の3月議会で我が党が、自治体改革推進会議を解消することを求めた質問に対し、市長は「今回の決定を受け、改めて検証を行い、市民の皆様によりわかりやすい制度となるよう努める」旨、答弁されました。

新年度、どのような制度改善が行われたのか、その具体をお答えください。

先の3月議会で、市長は、2004年10月から9カ月の給与について、当該8人の市職員に合計3620万円にあたる給与の返還を求める旨、答弁を行っています。

この体制は長期にわたっており、福山市の税金が長期に渡って違法支出されていたことは明らかです。

市長は、職務専念義務を解除していた期間について、遡及して給与の返還を求めるべきであります。

明解な答弁を求めます。

介護保険制度についてお伺いします。

6月15日、参議院本会議で、介護保険法改定案が賛成多数で可決、成立しました。

この法案は、衆議院で10時間弱、参議院では8時間弱の、わずかな審議での成立でした。

医療・介護関係者の運動や、日本共産党の追及で、今回の改定法の問題点が明らかになりましたが、その危険性は、介護を必要とする多くの当事者にはほとんど知られていません。

改定法には次のような問題点があります。

一つは、「要支援」と認定された高齢者への介護のあり方です。

新設の「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入した市町村は、要支援者へのサービスを従来どおりの保険給付とするか、自治体任せの総合事業とするかを決められるようになります。

保険給付のサービスとは異なり、総合事業にはサービスの質を担保する法令上の基準がありません。そのため、自治体が、介護給付を減らすために、生活援助やデイサービスを、ボランティアに委ねるなどの事態が起きかねず、サービスが受けられなくなったり、質の担保ができるのか、といった懸念が生じます。

二つ目は、医療専門職が担うべき医療行為を介護職員に押し付けることです。

国が看護師不足を放置し、医療が必要な患者を無理に退院させてきたために、施設の介護職員がたんの吸引など肩代わりせざるを得ない現状です。

改定法は、この現状を逆手にとり、たんの吸引を法律で追認することを突破口に、介護職員が担う医療行為を省令で拡大していくものです。

このことにより、安全性は確保できるのか、事故が起こった場合の責任は誰が負うのか、賃金上の評価もなく、研修と業務負担が重くなれば、離職者がさらに増えはしないか、など、現場は新たな多くの不安を抱えることになります。

三つ目の問題は、介護療養病床について廃止方針を継続していることです。

介護保険は、これまでも体制が不十分で、“負担あって介護なし”と批判されてきましたが、保険料を払わせ、「要支援」と認定しながら、給付対象から外すのは、介護が必要な人たちの権利を奪う一層の改悪です。

今回の改定案についての認識をお示し下さい。

また、次期介護保険事業計画について、どのような方針で計画されるのか、その基本的考え方を
お示し下さい。

民生福祉委員会に「第5期福山市介護保険事業計画策定のための被保険者に対する調査報告書」が提出されました。

内容は、「今後どのような場所で介護を希望するか」との問いに対し、「介護保険のサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が62.4%と最も多い結果でした。

また、「力を入れてほしい施策」は、「家族の介護負担を軽減するための施策・事業の充実」が42.2%と最も多く、次いで、「低所得者への介護保険料やサービス利用料の負担軽減対策の充実」でした。

保険料・利用料負担を軽くしつつ、在宅サービスを充実させることを望む声が多いということが特徴的です。

新聞報道では、次年度の介護保険料について「上げざるを得ない」との、当時の担当課長の声が掲載されていましたが、6月2日の民生福祉委員会では、利用料・保険料について「低所得者対策については重い課題」だとの認識が示されました。

これ以上の負担増を高齢者に押しかぶせるべきではありません。保険料・利用料を引き下げ、利用しやすい介護制度とすることを求めます。

さらに、安心して在宅生活を送られるよう、介護サービスの上乗せ措置を市独自で、行うことを求めます。

以上についてお答え下さい。

国民健康保険制度についてお伺いします

今議会、福山市は、国民健康保険税を前年度比3.75%値上げし、一人当たり平均保険税が、医療分と後期高齢者医療支援分、介護分合計で、10万3300円、前年度より3734円引き上げる条例案を提案しています。

2010年度の税率算定時の所得段階別世帯数調べでは、国保加入者の74.19%が所得200万円以下の世帯でした。

2011年度には、所得200万円以下の世帯が74.98%となり、低所得世帯がますます増えていきます。

この度の、条例改定案は、40歳未満の夫婦と子ども二人で、給与収入金額が200万円であれば、国保税は、医療分、支援分合計で10.47%を占め、300万円でも、10.68%になり、その負担は甚大です。

とりわけ、長引く不況で個人所得が減少しているにもかかわらず、3年間連続の値上げは生活苦に拍車をかけるものです。

さらに、現年度課税分の収納率が、09年度88.72%と2年連続して落ち込んでいることは税負担が限界を超えていることを示しています。

高すぎる国保税の引き下げのためには、国庫負担をもとに戻すこと、県に対して負担を求め、その財源を、国保税の引き下げに充てる必要があります。国、県に対し社会保障としての財政責任を果たすことを強く求めてください。

ご所見をお示しくください。

また、市としても一般会計から繰り入れをさらに増やし、国保税引き上げを行わないことを強く求めます。ご所見をお示しくください。

一部負担金減免制度改善について伺います

今年度から福山市は、生活保護基準以下の世帯の一部負担金免除制度を定めました。

国基準の入院だけに限らず、通院にも拡大したことは評価するものです。

昨年9月に我が党の田村智子参議院議員が行なった国会質問では、国は一部負担金の減免制度について「国基準というものは最低限これくらいはという表現なので、上積み部分を市町村がやられることについてはのぞましい部分がある」と答えました。

自治体が、国基準以上のものをつくることが出来ることを認めたものです。

福山市として、生活保護基準の150%までの世帯について、減額できるようさらに制度拡充を行うことを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

障害者施策についてお伺いします

国連の障害者権利条約の批准に向けた障害者基本法の改正案が、衆議院内閣委員会で可決されました。

障害があることで、差別やさまざまな不自由を強いられる社会か、障害の有無にかかわらず地域社会で共に自立して生きることが確保された社会か、大きく問われています。

2006年の国連総会で、障害者権利条約が採択されましたが、これは、「21世紀最初の人権条約」といわれています。障害者の平等と参加をうたったこの条約を本当に日本社会に生かすためには、国内の関連法を抜本的に見直すことが欠かせません。

ところが、今回の改正障害者基本法案は、障害者の権利について、障害者を一方的に福祉施策の「対象」ととらえる「上から目線」の人権観となっています。

障害のない人が持つのと同じ基本的人権を享受する「権利の主体」という見方に立つことが必要です。

また、障害者が地域で生活する権利の保障は「可能な限り」という留保つきです。

数十万人の障害者が、地域生活支援が十分でないために施設などでの生活を余儀なくされており、自分の住むところは自分の意思で決めるという当たり前の権利が、保障されていない現状を改めなければなりません。

本市は、「福山市障害者保健福祉総合計画後期実施プラン」で、同法について触れていますが、この法に、新たに、●障害者への所得保障の明記、●差別の禁止、●「社会モデル」的観点からの新たな位置づけ、●障害に応じた合理的配慮をしないことが差別であること、を盛り込むことが必要ではないでしょうか。

また、本市の障害者施策について、上記の位置づけを、同プランに盛り込むことを求めます。

ご所見をお示し下さい。

次に、成人・青年期の発達障がい者施策についてお伺いします。発達障がいは、現在、診断できる専門医が少なく、支援内容も福祉部門や、就労支援など、範囲が多岐に渡る等により、十分に確立された制度がないというのが現状です。

今後、専門家の知恵と力を借りながら、新たな支援制度を構築していかなければならない分野とも言えます。

福山市は、乳幼児・就学期など、若年層の発達障がいなどに対応するための新たな施策を構築しようとしておりますが、同時に成人・青年期の支援策を確立することが必要です。

そのためには、しっかりとした現状把握と、必要な施策の構築が必要です。成人、青年期の発達障害者施策について、認識をお示し下さい。

また、福山市の正規職員として、臨床心理士や、言語聴覚士、保健師の増員など、専門的知識と技量を持った人材確保を求めます。

さらに、市内の発達障害を抱える成人期の人の人数をお示し下さい。

以上についてお答え下さい。

商工行政について住宅リフォーム助成制度の創設について質問します。

わが党は先般、中小業者の仕事おこしの施策を視察するため、住宅リフォーム助成制度を行っている静岡県熱海市を視察しました。

同市では、極めて厳しい経済環境の下、中小建設業者の振興と、市内の消費拡大のために、商工会議所が、市長と市議会議長あてに要望書を提出し、2010年度から、制度が開始されました。

工事費の10%補助、助成額は上限、10万円となっています。

商工会議所が、申し込み受付などの事務事業を行い、市の年間予算は500万円。商工会議所も50万円を支出しています。

工事対象は、個人住宅だけでなく、店舗や、市内の別荘にも利用できます。

2010年度実績で、助成額が、518万7000円に対し、工事費総額は、1億2337万5996円で、経済波及効果は、24倍に上っていました。

住宅リフォーム助成制度は、昨年 3 月には、1 県 1 5 4 自治体で実施されていましたが、今年 4 月 1 日では、2 県 3 3 0 の市区町村となり、長引く不況の中、地域経済の活性化策として、急速に広がっています。

当制度の有効性について、認識をお示しく下さい。

広島県も新年度から対象範囲が限定つきながら、住宅リフォーム助成制度を始め、好評とのことです。

県の助成対象は、高齢者、障害者、子育て世帯ですが、これを補完し、一般の世帯を対象とした市独自の制度を創設することを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

小規模工事等契約希望者登録制度について、伺います。

わが党は、同制度についても、熱海市を視察しました。

制度創設の経過は、2002年4月、バブルがはじけ、熱海市への観光客が激減し、地元中小業者の仕事も激減、市内経済も低迷する中、市長の「市内の仕事は市内で」「地元中小業者・零細業者の保護と仕事確保」の意思を政策化し、制度を創設したとのことであります。

制度の概要は、契約金額が100万円未満で、内容が簡単、かつ履行の確保が容易な修繕、または小規模工事を中小業者に発注するものです。

当事業への参加登録者の資格は、市内に主たる事業所を有し、2年以上の営業実績を有すること、建設工事入札参加資格認定がされていないものです。

発注方法は、修理10万円から20万円、建設工事50万円以下について、見積もり合わせや入札、特定随意契約です。

工事の確認と事業費の支払いは、5万円以上の工事については、工事前、工事後の写真と検査報告書を提出し、市が立ちあう。

5万円以下については、工事前、工事後の写真と請求書のみとしています。

当事業の効果としては、

規模の小さい業者に仕事が回せる。

資金のない業者でも、参加できる。

対応が早い。

お金が業者に早く回る。

市内業者に仕事が回れば、廻り廻って、市税の増収などにつながる。

等で、市が、中小業者の営業を守り、地域の活性化を図っています。

なお、当事業が始まって、工事内容について、問題などは起きていないとのことでした。

福山市においても、同制度を創設することを求めるものです。

ご所見をお示しくください。

環境行政について

ごみ処理のあり方について質問いたします。

わが党は、「ごみゼロ」を目指している町田市のごみ処理行政について視察を行いました。

町田市は2011年度、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を策定し、今後10年間で、ごみとして処理する量を40%削減するとしています。

その基本理念は、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則とし、総合的な3R行動を進め、市民・事業者・行政の協働のもと、環境負荷の低減を図り、地域と共生する持続可能な循環型社会の実現を目指すというものです。

基本方針は、1)家庭から出る生ごみの100%の資源化を推進する。2)プラスチックごみの減量・資源化を推進する。3)市民・事業者・行政の協働を進める。4)次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進める。5)ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進める。としています。

参考となる取り組みとして、

1、常設と移動式のリサイクル広場を設置し、市民が気軽に資源化できるごみを持ち込める。

2、家庭用生ごみ処理機への補助金にとどまらず、地域や団体が使用できる大型生ごみ処理機の無料貸し出しを行っている。

3、剪定枝資源化センターを設置し、農協と連携して、有機農業の振興も行っている。

4、わかりやすい「資源とごみの出し方」のパンフレットやカレンダーの配布、ごみ情報紙の定期発行を行っている。

等がありました。その他、ごみ焼却施設では、発電と余熱利用が行われ、焼却灰はエコセメントの材料として売却しています。

このような取り組みの中で、家庭ごみの排出量が低下し、2009年度実績で、町田市の一人1日当たりのごみ排出量は468グラムです。

これに対し、福山市の一人1日当たりのごみ排出量は551グラムで、福山市の排出抑制や再資源化の取り組みは、遅れていると言わざるを得ません。

福山市では、RDFの契約供給量を満たすため、再資源化できる紙やプラスチック、衣類、剪定枝等も安易に焼却ごみとして出せる状況です。

これは、市民のごみ処理に対するモラルの低下も引き起こします。

大量廃棄、大量焼却を前提としたRDF・RDF発電をみなおし、徹底した再資源化、実効あるごみ減量化を行うことを強く求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

汚泥中継施設計画について、伺います。

福山市は、箕沖町に、汚泥再生処理施設の建設を進めています。この事業に伴い、市内のし尿及び浄化槽汚泥を収集し、3か所の中継施設にストックするとしています。

新浜の中継施設は、2トンないし3トンの収集車が、日量50台を搬入し、その後10トン車に積み替えて、箕沖の汚泥再生処理施設へ、日量15台～20台搬出する計画です。

新浜浄化センターの地元住民は、長年にわたり窓を開けることもできないなど、悪臭による環境悪化に苦しんできました。当センターの設置には、40数年前の市との約束で、次に新しい施設を建設する時には、移転することを条件に地元住民が承諾した経緯があります。

その引き継ぎはどのようになっているのか、認識をお示しく下さい。

今回の新浜中継施設新設について、市は地元の意向聴取も行わず一方的に事業を計画したことに対し、地元曙町砂場東町内会はじめ4町内会が中継施設の建設撤回の意思表示をしています。

地元住民との約束を守り、この際、新浜へのし尿中継施設計画は撤回することを求めるものです。

また、福山西部からの汚泥を、芦田川を越えて新浜に運び、中継施設から箕沖に運ぶよりも、収集した汚泥を直接、箕沖に運ぶ方が効率的であり、時間や労力のムダを省き、コストを縮減できるのではありませんか。

二つの方法について、費用対効果の比較をお示しく下さい。

以上、それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

教育行政について特別支援教育について、伺います。

特別支援学級への入級児童が、近年増加しています。また、障害や発達の状況も、多様化しています。

そのため、一人ひとりの発達を保障する教育条件の改善がいつそう求められています。そこで、いくつか質問いたします。

1、特別支援学級の設置基準、1学級8名を引き下げることがを県に強く求め、市としても児童生徒の実態を踏まえたクラス編成とすること。

2、特別支援学級の担任は、複数担任の場合も含め、正規教員とすること。

3、低学年高学年別の指導ができる教員配置とすること。

4、多動性や衝動性のある児童生徒への対応ができるよう、介助員や補助教員を増やすこと。

5、当面、週20時間の県費非常勤教師について、30時間に引き上げるよう、県に予算措置を求めること。

6、療育からの発達課題を引き継ぎ、児童生徒の発達課題に則した授業展開ができるよう、療育機関や専門機関と連携を深めること。また、多様化している障害に対応できるよう、専門的力を高める研修機会を増やすこと。

以上それぞれについて、お答えください。

次に中学校完全給食の実施について、伺います。

中学校完全給食の実施率は、全国で81・6%に達しました。

広島県は、全国でも下から9番目の遅れた県ですが、全県で62・4%の実施率となりました。県内でも完全給食を実施していない自治体が少数となっています。

学校給食法が、学校教育における食に関する指導の充実を図る観点から大幅に改正されて2年たち、実施率の低い兵庫県や神奈川県などでも、つぎつぎ実施自治体が増えています。

福山市は、「食事量の男女差、嗜好の違い」「財政難」を理由として、完全給食の実施を怠って来しました。

食事量の男女差については、急成長期にあたり男女共に一定の量を食えることができるよう、過食や過度のやせ願望などの指導改善の機会とすることが大切です。

2010年3月、文部科学省が発行した「食に関する指導の手引」では、肥満傾向の児童生徒の出現率は中学校1年生で最も高くなり、痩身傾向の出現率も中学校1年生で最も高くなっています。

「嗜好面の違い」については、栄養の偏りが懸念され、バランスのとれた食事指導が必要です。

不健全な食生活を改善することは、「食育」の果たす役割であり、完全給食は生きた教材でもあります。

生徒を取り巻く環境が悪化し、朝ご飯を食べないで登校する生徒が現実にいる今、温かく栄養のある完全給食は、生徒の命綱です。

また、毎年、30億円前後、一般会計の黒字を計上しながら、財政難を理由とすることは、許されません。

学校給食法に定める、「実施の努力」に真摯に取り組み、計画的に、全ての公立中学校での完全給食を実施することを求めます。

市長、教育長の答弁を求めます。

次に、校舎耐震改修について、伺います。

福山市の校舎耐震化率は、37.5%で、県内自治体内ワースト2位です。

これは、IS値0.3未満の体育館の耐震化を優先したという事情もありますが、全国ワースト2位の広島県の中でも、低位という状況は、一刻も猶予できません。広島県は、県立高校の耐震化を前倒しし、思い切った予算措置も行いました。

福山市も計画を前倒しし、児童・生徒の安全確保最優先の予算組み替えを行うことを求めるものです。ご所見をお示しくください。

次に、普通教室へのエアコン設置について伺います。

今年度、全ての小中学校普通教室に、扇風機の設置が行われる運びとなりました。教育環境整備として前進であり、評価するものです。

しかし、福山市は昨年夏、全国一の高温を記録しています。「学校環境衛生基準」で、教室内の温度は「10度以上、30度以下であることが望ましい」とした、基準を満たすことは困難です。

引き続き、エアコン設置を計画的に進めることを求めるものです。

教職員の健康管理と労働条件の改善について、
以下数点、質問いたします。

1、教職員の健康を管理する「学校衛生委員会」
を各校に設置し、月一回の委員会を開催すること。

2、毎年、4月当初に行われる初任者研修のため、
新任教師が、「始業準備ができない」「前任者との
引き継ぎが出来ない」等の悩みを抱えています。
県教委に、適切な時期への延期を求めるとともに、
市独自で研修日の設定を行うこと。

3、修学旅行の引率に係わる、教職員の入場料や
拝観料の自己負担を解消するよう、予算措置を行
うこと。

4、校長が教職員の入校・退校時刻の把握と共に、
持ち帰り仕事も含めた超過勤務の実態を掌握し、
仕事量の削減を実効あるものとする事。

以上について、お答えください。

放課後児童クラブ事業についてお伺いします。

近年、放課後児童クラブの利用児童数が増加し、多人数クラブの生活環境改善が課題となって来ました。

71人以上の多人数教室については解消が進められて来ましたが、今年5月1日現在、駅家小学校72人と75人、御幸小学校73人と72人、加茂小学校83人となっています。

この5教室について、早急に解消することを求めるものです。

特に加茂小学校では、一人当たりの面積が0・8平方メートルで、文部科学省の示すガイドラインの面積の2分の1に過ぎません。暑い夏休みを迎える前に、改善することを強く求めます。

また、60人以上の教室が9教室あります。多人数クラブの計画的分離を求めるものです。

以上についての、回答を求めます。

建設都市行政について

マンション建設問題について伺います。

近年、低層の住宅地に超高層マンションが入り込むなど、住環境や景観の破壊が深刻となっています。日本では、都市計画における景観や住環境を守るための規制がゆるく、平穏な暮らしを送っている多くの市民にとって、住環境を適切に維持することが難しい状態です。

低層住宅の住居地に、突然30メートル40メートルを超える超高層マンションが建設されれば、威圧感に迫られ、視界が遮られ、景観も日照も風向も大きく変わり、従来の平穏な生活環境を失いますが、住民には、それに抗する有効な手段が保障されておられません。

市内春日町、南蔵王町に、マンション業者が11階38メートル、15階44・5メートルのマンションを建設することが突然判明しました。

当マンション業者は、近隣住民宅への説明会を行なう、同意を得るなどの努力を行っておりません。それだけではなく、当マンション業者は、福山市への中高層建築物の届出書には、あたかも近隣住民が賛成・了承したかのような虚偽の報告書を作成し届け出ています。

たとえ虚偽の報告書を提出しても、市は、罰則規定がないからと、近隣住民の生活権を守る手立てをとれていないのが現状です。

居住権を守るためには市場任せではなく、住宅関連業や金融業者などの責務を明確にすることや、国・自治体が積極的に介入することが求められます。以下の質問にお答えください。

1、国に対し、住居地に、住民が望まない高層マンションを建設しないよう、規制を求めること。

1、現在、上限20メートルではありますが、規制を設けている自治体は、政令市17市中6市、中核市41市中8市、23特別区内3区です。福山市においても、住居地に高層マンションを建設しないよう高さ規定を設けること。

1、福山市中高層建築物届出書が既存住民の生活権を守るものとなるよう、要綱の改訂をおこなうこと。少なくとも、虚偽の報告や住民合意の出来ていないものについて、届出書を受け付けないことや受理書の返還を求めること等、有効な指導を行うこと。

以上についてのご所見をお示しくください。

市街地再開発事業についてお伺いします。

東桜町再開発ビルが4月1日にオープンしました。

福山市は、総額7億円の無利子融資を行い、国・県・市は約40億円もの補助金を支出した大規模再開発事業ですが、当ビルが今後、周辺へどのような影響を与えるのか、注目されています。

新聞報道によると、周辺大型店から、再開発ビルへとテナントが移動しただけで、再開発ビルが出来たことで客の奪い合いとなる、との批判の声も見られます。

福山駅西口周辺では「テナント募集」の空き店舗が目立ち、閑散としており、周辺テナントの移動だけで、あらたな客の創出には至っていないのではないかと、推測されます。

再開発ビルのオープンにより、駅前流動客数や、周辺店舗へ流動客が増加したのか、その実態をお示し下さい。

また、周辺地域への経済波及効果は1ヶ月間でどのくらい得られたのか、具体をお示しく下さい。

神辺町や緑町、伊勢ヶ丘などには、大規模商業施設が次々とオープンし、買い物客が郊外へ流出しています。

神辺町では、さらなる一大マーケットが計画されているとのことでした。

このような状況の中、伏見町市街地再開発が計画されていますが、大型店や、巨大マンション、ホテルの誘致で賑わいを創出することが可能でしょうか。

再開発ビルに多額の投資をして、それに見合う採算が取れるのでしょうか。

費用対効果の見直しをお示し下さい。

郊外と駅前中心部で商戦が繰り広げられる中、高齢者は取り残され、中心商店街はますます疲弊し寂れています。

中心市街地活性化のためには、マンションや高層ビルなど、大型建築物の建設ではなく、商店街の活性化で地元経済が潤う施策が必要です。

高齢者が歩いて買い物ができるよう、生鮮3品や日用品を取り揃えた商店街を復活させるための、特別な手立てを取ることが強く求められます。

ご所見をお示し下さい。

幹線道路建設計画について、伺います。

福山道路建設計画について、事業者の強引な事業推進のあり方が、様々な問題を引き起こしています。

瀬戸町山北地区では、設計協議中であるにもかかわらず、事業に賛成している一部地権者の土地を買い上げ、用地買収費を支出しています。

地権者の合意が整わない可能性も含まれている現段階で、用地買収費を支出することは、不適當ではありませんか。どのような根拠で、設計協議中の用地買収ができるのか、その根拠をお示しく下さい。

また、同地区内の共有地の測量費を公費で支払っていますが、共有地の名義を町内会に変えるための測量費を支払うのは、不当支出ではありませんか。

民間の土地の測量に、公費を投入できる法的根拠をお示しく下さい。

また、東日本大震災の支援と復興のため、多大な国家予算が必要とされ、県や市からも継続的支援が必要とされる今日、不要不急の道路建設に、多額の費用を注ぎこむべきではありません。

福山道路の費用便益比は、1・5とされていますが、「その他の道路」を除くと、1・0を下回るのではありませんか。「その他の道路」を除いた費用便益比をお示しく下さい。

緊急性を持たない福山道路の建設予算を見直し、被災者支援、復興に予算を回すよう、国に強く働きかけて下さい。

以上それぞれについての回答を求めます。

通学路の安全確保について、伺います。

児童の集団登校の列に、自動車が突っ込み、死傷者が出るという痛ましい事故が起こっています。

福山市でも、藤江町で、登校中の児童の列に軽自動車が突っ込み4人が重軽傷を負っています。

このような事故を未然に防止するために、改めて全学区の通学路の再点検を行い、横断歩道や防護柵、必要な信号を緊急に設置することを求めるものです。ご所見をお示しく下さい。

神辺町のまちづくりについてお伺いします

広島県は、都市計画決定に関わり、事業計画の変更を縦覧し、住民意見を聴取しました。

この縦覧について、地元住民からは、「縦覧の日程が農繁期にかかり、十分意見が届けられなかった」といった訴えがありました。

また、計画に対しては、「なぜ27ha内の住民負担だけで事業を進めるのか」「精算金の具体も分からなくては、将来設計は出来ない」「道路や公園などの公共施設は、不特定多数の市民が使うのだから、市費で建設するべきだ」といった、声が寄せられました。

さらに、「土地を売るための区画整理は許せない」「農業を続ける者にとって土地が減ると減収になるので困る。今のままで続けたい」などの意見も聞かれました。

この事業計画には、27ha区域内の6割の地権者が反対の意思表示をし、広島県に署名を提出しています。わが党の調査では、広島県は、「多数の反対があったら事業は推進できない」との説明を行っています。

福山市は、3月議会本会議答弁で、わが党議員の質問に対し、「署名の数がすべてではない」「6割の地権者が反対だとは思っていない」などと、答弁しています。

しかし、過半数の地権者の反対がある限り、計画を強行することは、不可能ではありませんか。

区画整理事業の監督官庁である国土交通省は、「過半数の地権者が反対している中での計画強行を行った場合、事業者は、強制収用を行うことになるが、そのようなケースは全国でも聞いたことがない」と話していました。

地権者同意の得られない計画は撤回するしかありません。

福山市の明確な認識をお示し下さい。

鞆町のまちづくりについてお伺いします

福山市は、景観計画を策定し、9月議会に景観法及び同計画の施行のために必要な条例を上程するとしています。

景観条例の制定は、待ち望まれたものであります。開発行政が進められた結果、無残に歴史的景観が失われた反省を踏まえ、全国で景観を守ろうという運動が広がっています。

海運の要衝として発展し、今も住民の生活が息づいている鞆の浦は、日本国民全体の財産です。万葉の時代からの面影を残し、港湾5点セットが現存する歴史的港湾を、後世にしっかり伝える景観条例や景観計画を作成することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しくください。

鞆港埋め立て架橋計画をめぐる、「鞆地区地域振興住民協議会」が開かれ、11回にわたる意見交換が重ねられました。

生活環境改善やまちづくりについて、今日まで共通の認識や要望も出され、観光客の多い日の臨時駐車場開設や誘導、救急車輛の小型化等が進められたことを評価するものです。

埋め立て架橋計画の有無にかかわらず、実現可能な施策を進めることは重要であります。

引き続き、以下の施策を進めることを求めます。

1、 鞆松永線に離合地を設けること。

1、 水産業、漁業振興を積極的に進めること。

1、 県と連携し、港内の使用されていない船舶は撤去すること。

1、 鞆港の景観保全、周辺地域への環境対策の観点からも、県営棧橋への不法駐車や港湾施設の不法占用を解消し、水産加工業者の白茅地区への早期移転を図るよう、あらゆる手立てをつくすこと。

1、 観光客用のトイレを増設すること。

1、 下水道未認可区域を細分化し、敷設可能な地域から事業を進めること。

1、 空き家を調査し、住民・市民の知恵を生かした活用を図ること。

以上、それぞれについて、ご回答ください。

人権・同和行政についてお伺いします

2002年3月31日、地域改善財特法の期限切れをもって国は、特別対策を終了、広島県も2002年度末をもって同和行政を終結し一般施策へ移行しました。

福山市は、5年間延長していましたが、2006年4月の福山市人権施策基本方針に、一般施策の有効かつ適切な活用や工夫による対応を図るとの方向が明記されたのです。

このような流れの中、全国では、部落解放同盟に長期にわたり認めていた人権文化センター、コミュニティセンターの使用を不許可とする決定を行っています。

大阪市では、部落解放同盟大阪府連合会の各支部に許可していた、各人権文化センターの使用について、2007年3月22日に不許可としました。

同市は、部落解放同盟の各支部が不許可処分後も占有していたため、明け渡しを求める訴訟を起こし、勝訴しました。

また、滋賀県長浜市でも、虎姫コミュニケーションセンターの一室を、部落解放同盟滋賀県連合会虎姫支部が、事務室として、無償使用していましたが、同和対策特別措置法の失効を契機に、広く市民が使用できるよう、2009年に、事務室使用許可を取り消し、明け渡しを求めました。

ところが、同支部が明け渡しに応じなかったため、長浜市が提訴し、ここでも明け渡しを命じる判決が言い渡されました。全国の自治体では、部落解放同盟に認めていた人権センターなどの事務所使用を不許可とする方向へ、転換する動きが広がっているのです。

また、2011年1月20日に開かれた全国厚生労働関係部局長会議では、隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たって、常に公平性・中立性を確保する必要性があり、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、周知するよう指摘されました。

福山市も、部落解放同盟福山市協議会や、部落解放同盟東部地区協議会に対し人権交流センターの使用許可の更新申請を、不許可とするよう求めるものです。また、部落解放同盟への団体補助金は打ち切ることを求めるものです。

以上についてお示しください。